

令和8年度(令和7年分)市・県民税申告のご案内

市税の申告と納税につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
市・県民税の申告は、市が令和7年中の所得に対して令和8年度課税すべき税額を適正に計算するために必要となります。次の事項をお読みになり、申告をお願いいたします。

提出期限は
3月16日(月)

混雑緩和のため、郵送での申告にご協力ををお願いいたします。
同封の返信用封筒を使用して、申告用紙・添付書類(詳細は右ページ)を同封のうえご返送ください。

1 申告が必要な方

スタート!

- 令和7年1~12月の収入状況
- 収入がない方 → A へ
※遺族年金、障害年金、雇用保険の失業等給付などの収入は非課税のため、これらの収入のみであった場合は、収入がなかった方 に該当します。
 - 給与収入がある方 → B へ
 - 公的年金収入がある方 → C へ
 - 上記以外(事業・不動産など)の方 → D へ

B

- 次のいずれかに該当する。
- ・勤務先で年末調整をしていない(注1)
 - ・2ヵ所以上で給与収入がある
 - ・給与収入が2,000万円を超える

はい → ③

いいえ

- 給与以外の所得がある

はい

いいえ

- 給与以外の所得が20万円を超える

はい → ③ いいえ → ②

- 医療費控除など、源泉徴収票等に含まれていない所得控除を追加する(注2)

はい

いいえ → ①

- 住宅ローン控除がある

はい → ③

いいえ

- 源泉徴収票に記載のある「源泉徴収税額」が0円

はい → ②

いいえ → ③

結果

① 申告の必要はありません(注3)

② 市・県民税の申告が必要です

③ 所得税の確定申告が必要です

A

市内に住民登録のある親族が年末調整や確定申告、市・県民税申告あなたを扶養親族として申告している。

はい → ①

いいえ → ②

C

公的年金以外の所得がある

はい

いいえ

公的年金以外の所得が20万円を超える

はい → ③

いいえ → ②

公的年金収入の合計額が151万5,000円以下
(令和7年1月1日時点まで65歳未満の人は101万5,000円以下)

はい → ①

いいえ

公的年金収入の合計額が400万円を超える

はい → ③

いいえ

医療費控除などの所得控除を追加する(注2)

はい → ②

いいえ → ①

※所得税の還付がある方は③

D

所得金額(収入-経費)が所得税の所得控除の合計額より大きい

はい → ③

いいえ → ②

- (注1) 現在の勤務先で退職した勤務先の分を含めて年末調整している場合は該当しません。
(注2) 医療費控除や生命保険料控除、納付書または口座振替で納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などのことです。
(注3) 収入がなかった場合でも、課税(非課税)証明書を取得する方などは申告が必要になる場合があります。

申告は郵送で

- ① 申告書に必要事項を記入する
- ② 課税資料を準備する
- ③ 申告書と必要書類を封筒へ
- ④ ポストに投函!

下記参照

郵送先・お問い合わせ先
桶川市役所 税務課 市民税係
〒363-8501
桶川市泉1丁目3番28号

2 市・県民税申告書以外に準備する課税資料等

すべての方が提出する書類

- 本人確認とマイナンバー確認が出来るもの(マイナンバーカードや運転免許証など)

該当者が提出する書類

所得の種類	申告書	収入・所得を証明する書類		各種控除を証明する書類
		源泉徴収票または支払者の証明及び給与明細	収支内訳書等	
給与所得、年金所得の方	○	○		○
給与と給与以外の所得がある方	○	○	○(作成済みのもの)	○
営業・不動産・農業の方	○		○(作成済みのもの)	○
無収入の方	○			

収入・所得を証明する書類

- 給与・年金/令和7年分源泉徴収票など
- 事業・不動産・農業/収支内訳書、収入・経費が分かる帳簿など
- その他/収入・所得を証明が分かるもの

医療費通知
以外はコピー
でも可とします

各種控除を証明する書類

- 社会保険料控除/国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・介護保険などの控除証明書、納付確認書、領収書など
- 生命保険・地震保険料控除/控除証明書
- 医療費控除/医療費控除の明細書・医療費通知
- 障害者控除/障害者手帳(等級が記載されたページ)又は障害者控除対象者認定書
- 寄附金税額控除/寄附金受領証明書、寄附金控除に関する証明書など
- 勤労学生控除/学生証など、学校に所属していることが分かる証明書
- その他/各種控除に該当することを証明するもの

領収書の添付は不要です

注意(必ずご確認ください)

- ① 寡婦・ひとり親・障害者・扶養親族等の人的控除については、源泉徴収票に記載があっても、必ず記入してください。記入がない場合は、控除を外す意思があると判断します。
- ② 必要な資料が添付されていない場合、所得や控除を修正することがあります。
- ③ 提出された資料は返却しません。資料を手元に保管したい場合は、事前にコピーをしてから提出ください。
- ④ 申告書の控えが必要な方は、返信用封筒(宛名を記入し、切手を貼ったもの)を同封してください。

前年に収入がなかつた方(遺族・障害年金のみの方を含む)

収入がなかつた方は、裏面「16 前年中収入のなかつた等の人の記入欄」及び表面の氏名、住所、電話番号等を記入してください。
※ 遺族年金、障害年金、雇用保険の失業等給付などの収入は非課税のため、これらの収入のみであつた場合は、収入がなかつた方に該当します。
扶養している配偶者・扶養親族がいる場合は、表面の②～④(16歳未満の扶養親族の欄を含む)の該当箇所に記入してください。

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」

社会保険料控除 ⑬

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等を支払った場合に記入してください。
この控除を受ける場合は、控除証明書または領収書が必要になります。

生命保険料控除 ⑯

生命保険料を支払った場合に記入してください。平成24年以降の契約の場合は、「新生命保険料の計」、「新個人年金保険料の計」、「介護保険料の計」各欄に、平成23年以前の契約の場合は、「旧生命保険料の計」、「旧個人年金保険料の計」の各欄に記入してください。
この控除を受ける場合は、生命保険料控除証明書が必要になります。

地震保険料控除 ⑯

生活用資産に支払った地震保険料がある場合には、「地震保険料の計」に記入してください。
平成18年以前に契約した長期損害保険料を支払った場合には、「旧長期損害保険料の計」に記入してください。
この控除を受ける場合は、地震保険料控除証明書が必要になります。

寡婦控除・ひとり親控除 ⑰～⑯

合計所得金額が500万円以下の方で、"総所得金額等が58万円以下の、生計を一にする子"がいる方は、⑰「ひとり親控除」にチェック をつけてください。
※ ただし、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外となります。

上述の「ひとり親」にあたらず、所得500万円以下の方で、次のいずれかに該当する方は、⑰「寡婦控除」にチェック をつけてください。

- (1)夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方
- (2)夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方

勤労学生控除 ⑯

学生で、昨年中の合計所得金額が85万円以下であり、かつ勤労によらない所得が10万円以下の場合には、⑯「勤労学生控除」にチェック をつけ、学校名を記入してください。
この控除を受ける場合は、学生証等が必要になります。

障害者控除 ⑯

あなたやあなたの扶養親族が障がい者に該当する場合は、障害者手帳等の種類・等級を記入してください。
この控除を受ける場合は、障害者手帳等が必要になります。

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 ⑰～⑯

配偶者を扶養し、配偶者の所得が133万円以下の場合に、氏名、生年月日、個人番号等を記入してください。
※ あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用は受けられません。ただし、障害者控除は適用できます。

扶養控除・特定親族特別控除・16歳未満の扶養親族 ⑰～⑯

配偶者以外で生計を一にする扶養親族がいる場合で、その親族の所得が58万円以下の場合に氏名、生年月日、個人番号、続柄等を記入してください。(特定親族特別控除の場合は、所得123万円以下)
※ 扶養親族が16歳未満の場合は控除対象外となります。ただし、障害者控除は適用できます。

申告書の書き方

必ずご記入ください

桶川市長職	現住所	桶川市泉1-3-28		整理番号	
1月1日現在の住所	同上		業種又は職業	048-787-0000	
フリガナ	オケガワ タロウ		個人番号	マイナンバーを記入してください	
提出年月日 年 月 日	桶川 太郎		資料番号		
生年 月日 明・平・令	51・10・10	世帯主の氏名	桶川 太郎	続柄	本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項					
1 収入金額等	社会保険料の種類		支払った保険料		
	源泉徴収票のとおり		197,240 円		
	国民健康保険料		53,000 円		
	介護保険料		42,000 円		
	合計		292,240 円		
	417 新生命保険料の計		407 旧生命保険料の計		
	15,600 円		418 新個人年金保険料の計 408 旧個人年金保険料の計		
	419 介護保険料の計		7,780 円		
	412 地震保険料の計		35,000 円		
	① 寡婦控除 ② 死別 ③ 生死不明 ④ 離婚 ⑤ 未帰還		⑩ ひとり親控除 (学校名)		
2 所得金額	⑪ 勤労学生控除				
	1 氏名 桶川 花子		障害の程度 身体・2級		
	個人番号 マイナンバーを記入してください				
	2 氏名 桶川 花子		障害の程度		
	個人番号				
	23～25 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者		26 配偶者 (被扶養者) 氏名 桶川 一郎		
	個人番号 マイナンバーを記入してください		27 生年月日 明・大・昭 52・4・3		
	個人番号 マイナンバーを記入してください		28 合計所得金額		
	29 氏名 桶川 よし子		30 同居・別居の区分		
	個人番号 マイナンバーを記入してください		31 控除額		
4 所得から差し引かれる金額	32 氏名 桶川 二朗		33 生年月日 明・大・昭 23・9・8		
	個人番号		34 同居・別居の区分		
	35 氏名		36 生年月日 平・令		
	個人番号		37 同居・別居の区分		
	38 氏名		39 生年月日 平・令		
	個人番号		40 同居・別居の区分		
	41 氏名		42 生年月日 平・令		
	個人番号		43 同居・別居の区分		
	44 氏名		45 生年月日 平・令		
	個人番号		46 同居・別居の区分		
当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。					
16 16歳未満の扶養親族等					
17 17歳未満の扶養親族等					
18 18歳未満の扶養親族等					
19 19歳未満の扶養親族等					
20 20歳未満の扶養親族等					
21 21歳未満の扶養親族等					
22 22歳未満の扶養親族等					
23 23歳未満の扶養親族等					
24 24歳未満の扶養親族等					
25 25歳未満の扶養親族等					
26 26歳未満の扶養親族等					
27 27歳未満の扶養親族等					
28 28歳未満の扶養親族等					
29 29歳未満の扶養親族等					
30 30歳未満の扶養親族等					
31 31歳未満の扶養親族等					
32 32歳未満の扶養親族等					
33 33歳未満の扶養親族等					
34 34歳未満の扶養親族等					
35 35歳未満の扶養親族等					
36 36歳未満の扶養親族等					
37 37歳未満の扶養親族等					
38 38歳未満の扶養親族等					
39 39歳未満の扶養親族等					
40 40歳未満の扶養親族等					
41 41歳未満の扶養親族等					
42 42歳未満の扶養親族等					
43 43歳未満の扶養親族等					
44 44歳未満の扶養親族等					
45 45歳未満の扶養親族等					
46 46歳未満の扶養親族等					
47 47歳未満の扶養親族等					
48 48歳未満の扶養親族等					
49 49歳未満の扶養親族等					
50 50歳未満の扶養親族等					
51 51歳未満の扶養親族等					
52 52歳未満の扶養親族等					
53 53歳未満の扶養親族等					
54 54歳未満の扶養親族等					
55 55歳未満の扶養親族等					
56 56歳未満の扶養親族等					
57 57歳未満の扶養親族等					
58 58歳未満の扶養親族等					
59 59歳未満の扶養親族等					
60 60歳未満の扶養親族等					
61 61歳未満の扶養親族等					
62 62歳未満の扶養親族等					
63 63歳未満の扶養親族等					
64 64歳未満の扶養親族等					
65 65歳未満の扶養親族等					
66 66歳未満の扶養親族等					
67 67歳未満の扶養親族等					
68 68歳未満の扶養親族等					
69 69歳未満の扶養親族等					
70 70歳未満の扶養親族等					
71 71歳未満の扶養親族等					
72 72歳未満の扶養親族等					
73 73歳未満の扶養親族等					
74 74歳未満の扶養親族等					
75 75歳未満の扶養親族等					
76 76歳未満の扶養親族等					
77 77歳未満の扶養親族等					
78 78歳未満の扶養親族等					
79 79歳未満の扶養親族等					
80 80歳未満の扶養親族等					
81 81歳未満の扶養親族等					
82 82歳未満の扶養親族等					
83 83歳未満の扶養親族等					
84 84歳未満の扶養親族等					
85 85歳未満の扶養親族等					
86 86歳未満の扶養親族等					
87 87歳未満の扶養親族等					
88 88歳未満の扶養親族等					
89 89歳未満の扶養親族等					
90 90歳未満の扶養親族等					
91 91歳未満の扶養親族等					
92 92歳未満の扶養親族等					
93 93歳未満の扶養親族等					
94 94歳未満の扶養親族等					
95 95歳未満の扶養親族等					
96 96歳未満の扶養親族等					
97 97歳未満の扶養親族等					
98 98歳未満の扶養親族等					
99 99歳未満の扶養親族等					
100 100歳未満の扶養親族等					
101 101歳未満の扶養親族等					
102 102歳未満の扶養親族等					
103 103歳未満の扶養親族等					
104 104歳未満の扶養親族等					
105 105歳未満の扶養親族等					
106 106歳未満の扶養親族等					
107 107歳未満の扶養親族等					
108 108歳未満の扶養親族等					
109 109歳未満の扶養親族等					
110 110歳未満の扶養親族等					
111 111歳未満の扶養親族等					
112 112歳未満の扶養親族等					
113 113歳未満の扶養親族等					
114 114歳未満の扶養親族等					
115 115歳未満の扶養親族等					
116 116歳未満の扶養親族等					
117 117歳未満の扶養親族等					
118 118歳未満の扶養親族等					
119 119歳未満の扶養親族等					
120 120歳未満の扶養親族等					
121 121歳未満の扶養親族等					
122 122歳未満の扶養親族等					
123 123歳未満の扶養親族等					
124 124歳未満の扶養親族等					
125 125歳未満の扶養親族等					
126 126歳未満の扶養親族等					
127 127歳未満の扶養親族等					
128 128歳未満の扶養親族等					
129 129歳未満の扶養親族等					
130 130歳未満の扶養親族等					
131 131歳未満の扶養親族等					
132 132歳未満の扶養親族等					
133 133歳未満の扶養親族等					
134 134歳未満の扶養親族等					
135 135歳未満の扶養親族等					
136 136歳未満の扶養親族等					
137 137歳未満の扶養親族等					
138 138歳未満の扶養親族等					
139 139歳未満の扶養親族等					
140 140歳未満の扶養親族等					
141 141歳未満の扶養親族等					
142 142歳未満の扶養親族等					
143 143歳未満の扶養親族等					
144 144歳未満の扶養親族等					
145 145歳未満の扶養親族等					
146 146歳未満の扶養親族等					
147 147歳未満の扶養親族等					
148 148歳未満の扶養親族等					
149 149歳未満の扶養親族等					
150 150歳未満の扶養親族等					
151 151歳未満の扶養親族等					
152 152歳未満の扶養親族等					
153 153歳未満の扶養親族等					
154 154歳未満の扶養親族等					
155 155歳未満の扶養親族等					
156 156歳未満の扶養親族等					
157 157歳未満の扶養親族等					
158 158歳未満の扶養親族等					
159 159歳未満の扶養親族等					
160 160歳未満の扶養親族等					